【別紙１】

情報共有システムを使用した電子納品試行要領（案）

【試行目的】

○長崎県農林部で発注する建設工事における紙資料の削減を目的とした電子納品の有効性を検証するため、情報共有システムを使用する工事において試行を行う。また、アンケートを実施して発注者、受注者それぞれの問題点を抽出し、電子納品の本格運用について検討を行う。

【試行方針】

◆試行対象工事

○情報共有システムを使用する工事については電子納品の試行対象工事とする。ただし、受注者が電子納品を希望しない場合や写真のみの電子納品を希望する場合は、この電子納品試行要領の対象外とする。

◆電子納品の対象とする書類の内容

○情報共有システムで取り交わしを行う書類は、電子データやＣＤ等の電子媒体により電子納品を行うことができるものとする。

○法令で定められた書類や契約関係書類、材料製造業者等が発行した証明書などの原本が紙である書類については、電子納品の対象としない。

◆電子納品に関する事前協議の手続き

○発注者は情報共有システムの事前協議の前までに、目視による電子成果品のチェックや印刷に要する作業量や監督職員の業務状況、維持管理への電子成果品の活用の可否等を考慮して電子成果品の内容とする書類を決定し、事前協議チェックシート③に記載して受注者へ提示すること。別表１「電子納品の簡素化の事例」を参考にすること。

○電子納品を希望する受注者は、情報共有システムの事前協議時に電子成果品の内容を発注者と相談した上で工事打合せ簿に事前協議チェックシート③を添付して提出し、発注者の承諾を得ること。

○発注者は検査職員と協議し、電子納品の可否を判断し、工事打合せ簿で回答すること。工事完成図書(出来形管理資料及び品質管理資料等)の電子納品を認める場合は、工事打合せ簿に別紙２「特記仕様書（電子納品記載例）」の内容を添付して承諾すること。

◆電子納品の取り扱い方法

○工事完成図書（出来形管理資料及び品質管理資料等）の電子成果品は、工事打合せ簿に電子媒体納品書１部と電子媒体１部を添付して提出すること。電子媒体の電子成果品は、国土交通省の「電子納品チェックシステム」等でチェックを行うこと。

○電子媒体の提出期限は工事完成日までを基本とし、検査前までに電子成果品の内容を確認し、印刷するために必要な期間を考慮して受注者と協議し、監督員が決定すること。監督員は、検査日や電子成果品の数量、業務状況等を考慮して必要な期間（最低１週間程度）を確保して、電子媒体の提出期限を調整すること。

○受注者は、電子媒体が受理されなかった場合は、成果物の紙資料を提出すること。

○発注者は、電子納品チェックシステムで電子媒体の電子成果品を確認し、工事完成日（検査日が契約工期竣工日以前である場合は検査日の３日前）までに工事打合せ簿で受理すること。発注者は、提出期限までに電子媒体が未提出の場合や、ファルダ構成に不備があることなどの受注者の責により電子成果品に不備があり受理できない場合は、速やかに受注者へ受理しないことを工事打合せ簿で回答すること。なお、軽微な修正の場合は、口頭で再提出を求め、修正完了後に工事打合せ簿の受理を行うこと。

◆電子媒体の作成方法

○電子媒体の作成方法は、国土交通省の「工事完成図書の電子納品等要領」を準用する。

○電子媒体の電子成果品の工事管理項目のうち、工事管理ファイルの場所情報と台帳ファルダ、その他管理ファルダは、事前協議により発注者から指定があった場合のみ登録すること。発注者は、長期的な維持管理における当該工事情報の利用状況を考慮したうえで、必要と認められる場合のみ受注者へ場所情報等の登録を依頼すること。

○写真の電子成果品については、「農業土木工事施工管理基準（長崎県農村整備課）」（国土交通省のデジタル写真管理情報基準を準用）による。

○図面については、紙による提出を基本とし、紙資料を作成する際に使用した電子データも提出すること。なお、事前協議において発注者が図面の電子納品を指定した場合は、ＣＡＤ製図基準による電子納品とすることができる。発注者は、発注図のＣＡＤ製図基準への適合状況を目視や国土交通省の電子納品チェックシステムなどで確認を行い、その結果を事前協議チェックシート④（ＣＡＤデータ）とＣＡＤデータ発注図面チェックシート（工事発注時：受発注者用）に記載し、事前協議時に受注者へ提示して図面の電子納品の協議を行うこと。この場合、チェックシートで基準に不適合としている内容の是正を受注者へ求めないこと。また、ＣＡＤ製図基準に適合しない発注図を使ったうえで、基準に適合する図面の電子納品を求める場合には、再作図が必要であることを特記仕様書等に明記し、必要な費用を積算で計上すること。

◆電子成果品を使用した検査の方法

○情報共有システムを使用し、検査前までに電子成果品を発注者が受理している場合は、検査において説明する際に電子成果品を使用して説明することができるものとする。受理期限までに電子媒体の受理が行われていない場合は、電子媒体で提出を予定していた電子成果品はすべて紙資料により検査を行う。

○検査場所において通信回線を確保しておりシステムの操作性が十分確保されている場合には、情報共有システムを使い電子データの説明を行うことも可能とする。受注者は、検査において情報共有システムを使用する場合、電子成果品の提出後は情報共有システムの電子成果品に関わるデータを更新しないこと。誤ってデータを更新した場合は、検査前までに打合せ簿で修正内容を報告すること。

○電子成果品を提出して検査を行う場合でも、ＰＣ画面では内容の説明が困難であることが想定される資料は発注者と事前に協議し、紙資料により説明を行うこと。この場合、電子成果品に含まれる紙資料は発注者が準備することを基本とする。検査規程では、工事の施行に関する記録その他の必要な資料は請負者又は現場代理人が準備することとなっているが、この場合、受注者は電子成果品を準備していることから、発注者が紙資料を準備することとする。電子成果品に含まれないものや事前協議において紙資料の提出を指定しているものは、受注者が紙資料を準備すること。

○検査において、電子成果品の表示に必要な機器は受注者が準備すること。

【特記仕様書の記載】

○受発注者で協議を行い工事完成図書の電子納品を発注者が承諾した工事は、設計図書の特記仕様書に別紙２「特記仕様書（電子納品記載例）」の内容を明示する。写真以外の工事完成図書の電子納品が無い工事では、特記仕様書の明示は不要。

【電子成果品の保管方法】

○発注者は、事前協議において電子成果品とした資料については、電子データを受領した時に必ず紙へ印刷して保管し、検査時に完成書類として準備すること。検査完了後は、従来の紙の完成書類に加えて提出された電子媒体を図面袋にいれて保管すること。

【電子成果品のデータ改ざんが判明した場合の対応】

◆電子成果品のデータ改ざんの判断方法

○故意に電子成果品のデータを改ざんしたことが明らかな場合には、成績評定に反映し、減点を行う。

事例

・工事記録写真の画像を補正している。

・電子成果品の更新日時等を故意に修正している。

○電子成果品を受理しなかった場合は、紙資料を提出することから、減点の対象としない。また、故意ではないミスでデータの修正をしており、協議して認めた場合も減点の対象としない。

事例

・監督員が保管している文書と電子成果品の内容に相違があり不受理とした。

・フォルダ構成に不備があり不受理とした。

・監督員に電子成果品を提出した後でデータを修正し、報告している。

◆成績評定の方法

○データの改ざんが判明した場合は、監督職員が施工管理に関して文書による改善指示を行うこととし、監督員と検査職員の評価を「ｄ」とする。引き渡し後に改ざんが判明し、再評定を行う場合も同様に評価する。